

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第2回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和7年1月22日(水) 午後1時50分から午後3時06分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 2階第1会議室
4 出席した者の氏名	(津市人権施策審議会委員) 青木幸枝、伊藤好幸、金子誠子、川口節子、楠本孝、佐藤ゆかり、高鶴かほる、中嶋宏行、長島りょうがん、原田朋記、古川和也、前川正和、山口登、山本律 (事務局) 市民部長 福森稔 市民部次長 平井徳昭 人権課長 山村武寛 人権課調整・人権担当主幹 渥美博 人権課人権担当主幹 岸岡康成 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	正副会長の選出について 評価検討委員の選出について 令和7年度津市人権施策事務事業計画(案)について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会宣言</li> <li>・会議の成立を報告 委員19名中、出席者14名、欠席者5名であるため、人権が尊重される津市をつくる条例第11条第2項の規定により成立</li> <li>・事務局職員の紹介</li> <li>・津市人権施策審議会の掌握事務等について説明</li> </ul>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。 まずは事項書2の(2)、「正副会長の選出について」でございます。 条例第10条第1項の規定により「会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」となっておりますが、どのようにいたしましょうか。</p>
原田委員	<p>事務局案がありましたらお聞かせいただけませんか。</p>
事務局	<p>事務局案をというお声をいただきましたので、それでは、事務局案を申し上げたいと思います。 会長には楠本孝委員に、副会長には川口節子委員にそれぞれお願いしたいと思います。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[拍手する者あり]</p>

事務局	<p>ありがとうございます。        それでは、楠本委員、川口委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔楠本委員、川口委員了承〕</p>
事務局	<p>ご承諾いただきましたので、会長は楠本委員、副会長は川口委員に決定させていただきます。</p> <p>それでは、楠本会長、川口副会長、恐縮ですが席のご移動をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔楠本委員、川口委員 正副会長席に移動〕</p>
事務局	<p>それでは、会長、副会長から一言ずつご挨拶をお願いいたします。</p>
楠本会長	<p>会長に選任いただきました楠本でございます。前回委嘱いただいた時に、はじめて会長に選任いただいたんですけど、この2年間、できるだけ皆さんがお話していただきやすい環境づくりと言いますか、活発な議論が出やすいような環境づくりに努めてまいったつもりなんですけれど、まだまだ不十分なところもあったと思います。次の2年間もまた皆様に助けをいただいで、何とか議事を円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくをお願いいたします。</p>
川口副会長	<p>副会長に選任いただきました川口と申します。私は10年ほど人権に携わらせていただいてきましたが、人権と言うのは私が子どもの頃、娘の頃、子どもを育てている頃、そして今とずいぶん違ってきています。また、新しい考え方もどんどん出てきて、世界を見てもずいぶん変わってきたなと思っております。津市の人権も、人権施策審議会の皆さんが人権という問題に目を注ぎ、楠本会長さんを下にいろんな意見が出てお互いが納得して議論が進められるといいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、条例第11条第1項の規定により、議事の進行を楠本会長をお願いしたいと思います。楠本会長、よろしくをお願いいたします。</p>
楠本会長	<p>はい。事項書2の(3)、「評価検討委員の選出について」というのを最初にやらなければなりません。評価検討委員の選出につきまして、どのようにいたしましょうか。</p>
原田委員	<p>事務局案がありましたら、お聞かせいただけたらと思います。</p>
楠本会長	<p>事務局から案があればということなんですけれど、事務局案があれば提案してください。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご提案をさせていただきます。</p> <p>評価検討委員につきましては、評価の継続性の観点から、青木委員、金子委員、谷口委員、鈴木委員の4人の方に引き続きお願いさせていただくとともに、新たに浅田委員、伊藤委員をお願いさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、お手元の班編成表のとおり、1班の青木委員には「相談・支援体制の充実」「市民活動の組織などとの連携の推進」「外国人の人権」を、浅田委員に</p>

	<p>は「高齢者の人権」「さまざまな人権課題」をそれぞれお願いしたいと考えております。</p> <p>続きまして、2班の伊藤委員には「人権啓発の推進」「新たに位置付ける人権課題」を、谷口委員には「子どもの人権」「女性の人権」をそれぞれお願いしたいと考えております。</p> <p>最後に、3班の金子委員には「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」「障がい者の人権」を、鈴木委員には「同和問題」「人権教育の推進」をそれぞれお願いしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
楠本会長	<p>ただ今、事務局から提案がありましたが、皆さまご異議ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>異議なしということではよろしいでしょうか。それでは、事務局案のとおり評価検討委員をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>続きまして、事項書2の(4)、「令和7年度 津市人権施策事務事業計画(案)について」でございます。事務局からの説明をお願いします。</p>
	<p>まずは、「津市人権施策事務事業計画」について、ご説明させていただきます。本市では、各所属において、様々な人権施策に取り組んでおりますが、「津市人権施策基本方針」に基づき「人権啓発の推進」「人権教育の推進」「相談・支援体制の充実」「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」「市民活動の組織などとの連携の推進」の5つの基本施策と「同和問題」「子どもの人権」「女性の人権」「障がい者の人権」「高齢者の人権」「外国人の人権」「さまざまな人権課題」「新たに位置付ける人権課題」の8つの分野別施策に分類し、各所属の人権施策について、単年度計画を定めたものが、本事業計画でございます。そのため、各所属では、本事業計画に基づいて、人権施策に取り組んでいます。</p> <p>お手元の「令和7年度 津市人権施策事務事業計画」(案)につきましては、令和7年度に実施予定の人権施策について、昨年11月に庁内全ての所属に報告を求め、その結果をとりまとめたものになります。</p> <p>令和6年度の事業計画と比較しますと、新たな人権施策としましては、環境事業課の「津市ごみ出しサポート収集事業」が「障がい者の人権」及び「高齢者の人権」に追加されております。これまでも環境事業課では、「大型家具等ごみ出し支援事業」において、大型家具等のゴミについて、一定の条件を満たした障がい者世帯や高齢者世帯の自宅まで収集に伺ってございましたが、今回は、一定の条件を満たした世帯に対して、通常ゴミもその対象に加えるもので、令和6年4月1日から実施しております。</p> <p>なお、4月以降につきましては、各所属において本事業計画に基づいた様々な人権施策を推進していくことになり、その取組み結果につきましては、本審議会において、評価や提言を行っていただくことになります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
楠本会長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。</p>
佐藤委員	<p>51ページの上から4つ目の事業です。「教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実【再掲】女性の人権」となっております。</p>

	<p>前回、私、評価をしていて、この事業に非常に違和感を覚えました。</p> <p>51ページは「新たに位置付ける人権課題」で、イの「性的指向・性自認」を啓発、研修するための事業だと思いますが、女性の人権を再掲という形で載せてしまっているのは、性的指向・性自認に直結する研修内容はできないんじゃないかと思います。</p> <p>なので、ここは女性の人権の事業の再掲とするのではなくて、「性的指向・性自認」に直結する研修内容を新たに設けていただきたいと思います。どうしても「女性の人権」を再掲としますと、女性の人権研修を性の多様性の研修に置き換える方便を与えることになるかと心配しているわけです。ですので、ここについては、もう一度人権教育課に検討をしていただいてもらって、性の多様性、性的指向・性自認に直結する研修内容を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>今のご意見は、「教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実」について、事業計画の中の位置付けを変えるべきだということなんではないでしょうか。それとも、研修の中身については、ジェンダーバイアスについての研修を行うということで良いんだけど、計画の中の位置付けを変更すべきだというご意見でしょうか。</p>
佐藤委員	<p>いえ、研修内容自体をもっと性の多様性に直結した内容にしていきたい。そして、女性の人権は女性の人権でこのままの事業を進めていただきたい。だから、別々に考えていただきたいということです。</p>
楠本会長	<p>ジェンダーバイアスについての研修というのが、「女性の人権」の中に位置づけるのは不適切だという意味でしょうか。</p>
佐藤委員	<p>いえ、そうは言っておりません。再掲するのではなく…。「女性の人権」では28ページに同じ事業が載っておりますね。こちらはこちらで「女性の人権」の教職員研修として、しっかりとやっていただきたいと思うんです。</p> <p>ただ、これを再掲として「新たに位置付ける人権課題」の中に入れてしまうと「女性の人権」ではなくて、性の多様性ということで、同一の事業として許されてしまう。性の多様性もしっかりと研修していただきたいし、「女性の人権」もしっかりと研修していただきたい。再掲するのではなく、別個に分けて事業を載せていただきたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。</p>
	<p>〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>佐藤委員からご意見をいただきました。おっしゃられますように、28ページの「女性の人権」と51ページの「新たに位置付ける人権課題」について、研修内容としては全く同じものとして再掲をするとちょっと無理があるように思いますので、研修内容について内容の確認をしつつ、事業担当課であります人権教育課と調整をさせていただきまして後日整理した内容を正副会長に報告し、ご意見を頂戴したいと考えますがいかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>佐藤委員、今のような対応でよろしいでしょうか。</p>

佐藤委員	はい。
楠本会長	今年度から「新たに位置付ける人権課題」が始まりましたので、その中に位置付ける項目ということについては、今意見が出ましたように、ここに位置付けて良いのかどうかということについて、検討を要するものが今後も出てくるかと思えます。委員からご指摘がありましたように、「女性の人権」と「新たに位置付ける人権課題」と、その仕分けをもう一度考えてみるということで、事務局で担当課と相談いただいて、その内容について正副会長に説明をいただき、その上で事業計画に修正がありましたら委員の皆様にご報告すると、そういう形で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
佐藤委員	お願いいたします。
楠本会長	他に何かご意見はございますでしょうか。
高鶴委員	「障がい者の人権」について、避難行動のところがメインになって他にあまり無いんですが。
楠本会長	「障がい者の人権」に係るところでしょうか。
高鶴委員	はい。
楠本会長	申し訳ないのですが、もう一度ご意見をお聞かせ願いますでしょうか。
高鶴委員	「災害と人権」のところに「障がい者の人権」が入れられているんです。しかし、問題になってくるのは災害時だけではありませんので。  〔「会長」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	事務局、どうぞ。
事務局	今、高鶴委員からいただいたご意見ですが、8「新たに位置付ける人権課題」のところを言っていたのかなと思うんですが、こちらは「新たに位置付ける人権課題」の中の「災害と人権」という部分を取り上げたページになりますので、あくまで災害に関わる事業が載っております。「障がい者の人権」としましては、32ページ以降の4「障がい者の人権」というところに別途掲載しておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。
楠本会長	48ページのところに、「新たに位置付ける人権課題」の基本方針のウというところに「災害と人権」が位置付けられています。50ページのところに「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進」という項目がありまして、再掲としまして、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」「障がい者の人権」「高齢者の人権」となっています。「新たに位置付ける人権課題」のウの「災害と人権」に関わるものとしては「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進」に関連して「障がい者の人権」が触れられているということです。「災害と人権」に関わるもの以外の「障がい者の人権」については、32ページ以下に「障がい者の人権」としてまとめられているということでございます。34ペー

高鶴委員	<p>ジのところに、上から2つ目に「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進」が再掲で載っています。</p> <p>高鶴委員、位置付けはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>それはそれでいいんですけど、見ていくなかで、学齢期の時に津市の場合は共に育つということで、ある程度知的レベルの高い子は通常学級にいます。でも、やっぱり子どもたちの中で、かなり厳しいいじめに遭ったりして、心に傷を負って私のところのような事業所に来るんですけど、今もそういう目に遭ったために、他の人たちに威圧的に接してしまって、まず自分のテリトリーを確保して、自分を守らないといけないというような大人に育っている人が結構見られますので、子どもの頃から、子どもの育ちの中に、いろいろな人がいるんだということが受け止められるような、保育園・幼稚園の頃からみていくということが大事なことではないかなと思うんですけど、見ていくと障がい者の人権に対する啓発活動などはありますけれど、子どもの育ちっていうところで、障がいがあるかと無かろうと、子が尊重されるっていうことが実感できるような教育システムとか保育システムっていうのが無いと、一番弱い人を対象にいじめてしまうということが起きてしまいます。そうすると、今、私の事業所に来ている人は、同じ仲間にも高圧的に接して、自分の居場所を確保しようという生き方になってしまっています。結構な年齢ですし、ご両親も高齢ですとご両親が面倒を見れなくなった時に、あの人を受け入れてくれる所があるのだろうかというぐらい、ハリネズミのようにになっている人もなかには出てくるわけです。小学校の時にかなりいじめに遭ったみたいで、親御さんにも何も言わずに我慢をしていたんだと、その人のことを知っている人から聞きましたけれど。</p> <p>やっぱり多様性ということから考えますと、育ちの中できちんといろいろな人がいる、外国の人もいるということを受け入れていくような環境を作っていたかないと、障がい者は排除しておけば良いんだというような考えが出てくるのではないかなと思うんです。</p>
楠本会長	<p>今のような問題が災害時に顕著に出かねないので、それについて配慮するような事業計画を望みたいと、そういうことでしょうか。</p>
高鶴委員	<p>災害時ではないです。</p>
楠本会長	<p>災害時だけではなくて、人権啓発全体の中で、あるいは人権教育も含めて、そういうたいじめを受けてきたとか、差別を受けてきた人が身構えるような状況に置かれているということについて、十分それに配慮した事業計画を望みたいということでしょうか。</p>
高鶴委員	<p>はい。何も障がい者だけではないですからね。ちょっとでも違うと今の子どもたちというのはターゲットにしてね、心に傷が付く人がいっぱいいますので。やはり育ちの中で、いろいろな人がいるんだということが皆で共有できるような教育・幼児環境があれば良いかなと思っています。</p>
楠本会長	<p>今のは人権教育全般になるかなと思いますが…。</p> <p style="text-align: center;">〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>事務局、どうぞ。</p>

事務局	<p>「障がい者の人権」では35ページの「人権学習推進事業」という事業がございますし、例えば「高齢者の人権」では39ページの「人権学習推進事業」、それから「外国人の人権」では44ページの「人権学習推進事業」というような形で、施策の内容は違いますけれど、それぞれ学校現場、あるいは保育現場等において平常時から人権学習に努めるというような施策がありますので、そちらでいかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>障がいのある方だけではなくて、外国人の方とか、あるいは何らかの差別の対象になりやすい方について、差別を受けたことによって社会に対する不信感だとか、人に対する不信感などが固定化してしまうといったことにも配慮した事業計画をお願いしたいということです。</p> <p>それは、障がい者だけではなくて、他の差別の対象になりやすい方というのは、そういう被害を受けやすいので、全般的な配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>他に、何かご意見はございませんか。</p>
青木委員	<p>今のことにも関係があるんですけど、「新たに位置付ける人権課題」のEに「貧困問題」と位置付けてもらってありますが、それに対する人権教育課の事業があるべきではないかと思うんですね。というのは、2点理由がありまして、1点は、「三重県子どもの貧困対策計画」の中に、学校をプラットフォームとして位置付けて、学校が貧困にある子どもの実態を把握し、関係機関に繋げることを学校の役割として位置付けています。このことを現場の先生たちは、ほとんどご存じないんです。講演の時にどれくらいご存じか聞くんですが、ゼロの時もありますし、一人の時もありました。もちろん困っている家庭がある場合、学校は放置しません。何らかの手立てを行っています。しかし、それは学校や先生たちの善意によって行われているわけです。そうではなく、職務として遂行するという位置付けが出されているにも関わらず、そのような対応がなされていないということは問題なのではないかと思っておりますので、そういうことがちゃんと学校に伝わるような手立てを、人権教育課を通して行ってほしいなと思います。</p> <p>それから、貧困に陥った時の経済的な支援は、困窮者相談窓口や生活保護事業で支援できると思うんですけど、例えば生活保護というのは恥ずかしいことだという認識がすごくあって、それで「助けて」が言えない人がたくさんいるんですよ。もう食べる物が無いから死ぬしかないと思って自殺を図ったという例もありますし、津市の自殺の原因で経済問題というのは結構あります。ですので、子どもの時から、貧困問題というのは社会問題であり、一部個人の問題の部分もありますが、一部個人の問題はどの問題においてもあります。でも基本的に貧困問題は社会問題です。社会問題であるということによって、こどもが、これは恥ずかしいことではないんだと、みんなで解決していくべき社会の問題なんだということを実感し、それで胸を張れるようになります。部落問題学習も全く同じで、部落に生まれた子どもがうつむくことなく胸を張って生きるためには、部落問題は個人の問題ではなく、社会問題だということを実感して、それを解決するためのいろいろな繋がりを作っていくことによって、胸が張れます。それと同じことが「貧困問題」についても言えると思いますので、人権教育課の取組みというのも何らかのことは入れていただけないでしょうかと思います。</p> <p>何年前かになりますが、津市ではないですけど、ある学校で子どもたちにエスペランサの活動について話をしてほしいという依頼を受けました。その時に人権担当の先生が、ある学年の子どもたちがとても落ち着きが無いので、話の最中にゴソゴソして失礼な態度をとるかもしれないとおっしゃいました。私が話を始</p>

	<p>めた時はそうでした。そしてずっと私の取組について話して行って、貧困問題というのは個人の問題ではないんだよと、社会の問題だよって。残念ながら、社会のシステムが十分にできていないから困っている人がたくさんいるけれど、だから社会の問題であって、助けたいと思うことは恥ずかしいことではない、自分と大事な家族を守るための勇気のある行動だよって言ったら、そのゴソゴソしている子どもたちがピタッと止まって、目を見開いて真剣な顔をしてこちらを向いたんですね。</p> <p>後からその人権担当の先生が、あの子どもたちがあんなに真剣に話を聞くのは初めて見ましたとおっしゃいました。ということは、そういう言葉がほしい子どもたちだったんだなということが分かりました。どの学校にもそういう言葉がほしい子どもたちはいると思うんですね。そういう子どもたちに安心できる言葉をかけていく、クラスの皆で話し合っていく、そういう人権教育、貧困をテーマとした人権教育が、今本当に必要なんだということを現場で実感しておりますので、ぜひ、そのような項目を加えていただきたいと思います。</p>
楠本会長	<p>今のご意見は8の「新たに位置付ける人権課題」というところで、先ほども言いましたが、今年度から新たに位置付けられた分野別施策ですので、これまでに無いものも、あるいは位置付けをどうするかということが振り分けが難しいものもありますけれど、今の人権教育の中に特に貧困の問題を意識したような事業を組み込むということについては、52ページに載っているような人権教育課の「人権学習推進事業」の中に、特に貧困の問題も意識した研修会や講座を入れ込むという位置付けで足りるのか、それとも新たに項目を加えて位置付けるべきものなのか、その点は青木委員、どうでしょうか。</p>
青木委員	<p>これは「貧困問題」だけではなくて、あらゆることに対して行う必要があると思いますので、「貧困問題」について新たな項目を作るとなると他のことも同じように作らないといけなくなるので、まとめてやっていくということで、形の上ではそれで良いと思うのですが、これが現場でそのように受け止められるかどうかというところに危惧を抱いています。そこは発信の仕方だと思うんですね。そこでぜひ発信の仕方でご尽力いただけないかと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	事務局、どうぞ。
事務局	<p>青木委員からいただきましたご意見なんですけれど、おっしゃるように52ページの上から二つ目に「人権学習推進事業」と、先ほどの「障がい者の人権」のように「高齢者の人権」や、他の人権についても同様の記載内容になっておるんですけど、あくまでも事業概要ということでこの記載に落ち着いたのではないかと思います。本日の審議会でもいただきました貴重なご意見につきましては、人権教育課にお伝えさせていただきまして、青木委員がおっしゃるようにそれぞれ施策別に新たな記載を設けるとなると、ものすごい数になってしまうと思いますので、新たな記載を追加するかどうかは人権教育課の判断になるかと思います。いただいたご意見につきましては、お伝えさせていただきたいと思います。</p>
青木委員	<p>はい、よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>

楠本会長	福森部長、どうぞ。
福森部長	<p>25ページが一番上の欄をご覧いただきたいんですが、今回「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定されている市町村計画を作ることになっております。これは「津市こども計画」として令和7年度に策定の予定で、その中に「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針」とか「教育、生活の安定、就労の支援、経済的支援などに関する事項」とそれと「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況や施策の推進体制に関する事項」を定めることになっております。</p> <p>まだ、実際どのように何かをしていくという体制までは整っていない状況ですが、こういうものを策定して、来年度体制を作ろうとしておりますので、それも踏まえながら、今後検討が必要なのかなということをつけ加えさせていただきます。</p>
青木委員	はい。期待しておりますので、よろしくお願いします。
楠本会長	他に、何かご意見はございませんか。
金子委員	<p>6ページの「津市人権教育広報あけぼの編集・発行」の件ですが、広報課で確認をしたんですが、4月から皆さんご存じのように、今、月2回、1日と15日に発行しているのが月1回になるということで、その中の折込紙というのを入れているんですね、健康づくりとか催しものがありますとか。それが無くなるということと、広報紙の中身もちよっとリニューアルされると聞いておるんですけど、人権コラムに関してはそのまま掲載していただけたらとお聞きしております。ここの記載によると「あけぼの」も折込紙になっていたんですけど、デジタルで閲覧できるようになるんですけど、広報課の話によると「あけぼの」も掲載するというをおっしゃっていました。ただ、文字量は今のものよりも、もっと少なくなる。人権コラムはそのまま載せるということでしたけれど。「あけぼの」についてはボリュームが少なくなるけれど、紙面のほうも折込紙ではなくて、広報紙本体に掲載していただけたらということでした。紙媒体として施設や学校とかに送っていただけたらと思うんですけど、今までもQRコードから読まれる方もみえるかも分かりませんが、広報紙で見られる方もみえますので、紙面に全く掲載が出来なくなるというわけではありません。</p> <p>もう1点は、43ページの「避難所標識等設置事業」の外国語標識のところ、ベトナム語を入れてくださいと再三提案をしているんですけど、一向に今年度からやりますとか言っていただけないんです。どうしてかよく分かりませんが、これは三重県が発行している「三重県多文化共生推進計画」です。今日もらってきたところです。ここでいくと三重県の場合は、津も似たようなものなんですが、外国人の第1位がブラジル人で人口比が21.2パーセントで、第2位がベトナム人で20.2パーセント、それからフィリピン人が13.1パーセント、あと中国人、韓国人と続くわけなんですけれど。ベトナム人が非常に増加していますということで、再三お話しているので、ここに必ずベトナム語を入れていただきたいと思います。提案をしてもいつも流されている形ですので、何のために審議会ですらと検討をして文書にして出しているのか、それを見た職員が、見た課がさらっと流しているのか、今までどおりでいいんじゃないかという風にしか捉えてないんじゃないかと思われまして、その検討をしていただけたらと思います。研修生でブラジルの方は研修をしてから帰られる方も多いです</p>

	<p>けれど、日本語も一生懸命勉強してから日本に来ていただいていますけれど、たくさん住んでいるというのが事実ですので、今後も増えつつあると思いますので、検討していただけたらと思います。</p> <p>それともう1点が、19ページの「識字学級」の件です。「識字学級」をしていただいているんですけど、本当に必要としている人がどこまでいるのかなというのを再三話をされていて、当初、日本語が読めない、学校に行けなかった方がということで「識字学級」を始めたんだと思うんですけど、一時、外国人の方が来ていると聞いたので、外国人の方が来ているのは他の所では、日本語教室とかで行っているわけなんですけれども。「識字学級」に外国人の方が来られるのは意味が違うんじゃないかと私の中では思っているんですけど。今来ている方はずっと同じ方なので、ある程度は読めるようになって文章を書いたりとかしてみえると思うんですけど、必要な方はどれくらいみえるのか調査をしていただけたらなと評価検討委員会では言っていたんですけど、そういうのはやはり難しいのかなと思っているんですけど。いつもこの記載であがってくるのは、担当課はどう思っているのかなというのは、いつも疑問に思っているんです。皆さんの的には、この「識字学級」をどう思われているのか意見をお聞かせいただけたらと思います。</p> <p>参加者は1名…。</p>
前川委員	<p>現在は1名なんです。ただその人にとっては、もう40半ばになるんですが、その人にとっては居場所になっていて…。</p>
金子委員	<p>でも、ある程度読めて、自分で字も書けてという…。</p>
前川委員	<p>そのようなことも、あるいは音楽をやったりとか、いろんな形で「識字学級」というのは運営されますので、その人の想いに沿った形でいろいろな学習をしています。それから話し相手がなかなかいない。その人にとってはものすごく大きな居場所ですので、簡単に切ってしまうと、その人にとって居場所が無くなるということですので、やはりずっと引き続き。かつては7、8人みえたんですが、それが高齢者ということで施設に行かれたり、病院に入院をされたりということで少なくなって。その人は若い時代から入ってみえて、ずっと続けてみえるわけです。ですので、その人にとっては、すごく大きな場所なんです。ですから、1名だからといって人数で切るといような形でやるとユニバーサルデザインのまちづくりとかと、方向が違うんじゃないかなと自分は思っています。白山の中では、非識字の人がどれくらいいるのかとって当たったことはあるんですが、なかなか難しいですね。その人が行きたいという形にはなかなかならないのが現実で、声掛けもしたことはあるんですけど、大変難しいのが現状です。それと高齢化がものすごく進んでいて、本当に難しい現状です。ただ、少ないからとか、その人が読めるからというのが「識字学級」ではありませんので、そこらへんは誤解しないでいただきたい。</p>
金子委員	<p>私も部落解放紙を読んでいるんですけど、識字学級で勉強をして今まで人に読んでもらっていたのが、自分で読めるようになったとか、手紙も書けるようになったとか、それで作文も書いて発表をしたりとか、その人たちにとって識字学級で学んだことがすごく良かったというのは、重々承知はしているんですけど、振り返って津市を見た場合、もっとたくさん来ていただいて識字学級で学んだことで、若い頃にとても苦労したけれど、良かったんだというのが聞けるとい</p>

	<p>いなと思っているんですけど。今の場合は、何十年も通われていて、その人の居場所作りみたいな形になっているんですよ。</p>
前川委員	<p>白山市民会館で白山人権フェスティバルというのを開催しているんですけど、そういう時に必ずその人の作品を展示したりしながら、皆さんに見ていただけるようにしています。</p>
金子委員	<p>分かりました。</p> <p style="text-align: center;">〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>「識字学級」については、前川委員のほうからご説明いただきましたので、それ以外の部分についてご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず「あけぼの」の件ですが、今年の4月1日号から広報津が月2回の発行から月1回の発行に変わることになります。単純に考えますと、記事の量が半分になってしまうということで、私共としましても、いろいろと工夫をして、市民の皆さんに人権啓発をできる限り広がりを持てるように、記事の工夫とかQRコードの併用でありますとか、そういった部分に取り組んでいます。</p> <p>新たにイベント情報などにつきましては、津市の公式ホームページとは別で「Meetsu!」という新しいサイトを立ち上げまして、そちらのほうに集中して一括して掲載するような取組も始めさせていただいています。他の部署につきましても、広報紙を利用したPRや啓発が重要な取組みとなっておりますので、これからも紙面構成を工夫させていただきまして、市民の皆さんへの人権啓発や施策の推進に繋げていきたいと考えております。</p> <p>「あけぼの」の件に関しましても、人権教育課のほうにはご意見をお伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>それから43ページの「避難所標識等設置事業」の件ですが、確かにこちらには外国語といたしまして、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語の4カ国語を明記すると記載されております。ご指摘のありましたベトナム語、在住ベトナム人の人口も非常に増えてきている中で、この4カ国語に限られている理由や現状など、いただきましたご意見につきましては、実現ができるかどうかも含めまして、防災室にお伝えさせていただきたいと思います。</p>
金子委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
楠本会長	<p>他に、何かご意見はございませんか。</p>
中嶋委員	<p>今回初めての参加ですので、あまり難しいことも言えないんですけど、まず34ページの「障害者差別解消法の啓発等」で共生社会の実現と記載してもらってますが、民間企業にも合理的配慮が求められるようになっていきますので、例えば35ページの「企業啓発事業」に入れてもらうことはできないですか、という提案です。</p> <p>それから先ほど議論になっていました48ページのウの「災害と人権」のところで、「(1)災害時における避難所等でのプライバシー」というのが一切書かれていないんですけども、これはどちらかと言えば50ページの一番上の「避難所運</p>

	<p>営委員会の体制整備」のところに、入れていただくことはできないですか、という要望です。</p> <p>当然、災害時に避難の重要性というはあるんですけど、災害が起こった後に、障がい者の個別の問題もありますので、それはやっぱり地域の皆さんにも知ってもらい必要もあると思いますので、避難所運営なんかでも議論していただくとありがたいかなと思っています。</p>
楠本会長	<p>避難所等でのプライバシーが守られるようにという、障がい者のプライバシーについて特に配慮したプライバシー保護の在り方が検討されるべきだと。</p>
中嶋委員	<p>はい。</p>
楠本会長	<p>50ページの「避難所運営委員会の体制整備」で「男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮した避難所の設置と運営に努めます」と男女のニーズの違いが例として記載されているんですが、例えば「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進」の中には、障がい者が配慮すべき要支援者の中に入っているんですが、「避難所運営委員会の体制整備」の所にも配慮すべきことの一つに、障がい者に配慮した運営というのを入れてはどうかと。障がい者に対して合理的配慮が求められるということなので、避難所運営についても障がいに応じた合理的配慮が求められるということが意識されて然るべきではないかというご意見でした。</p> <p>これについても、事務局のほうで防災室のほうに、このような意見が出されましたということを申し入れしていただくということでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
高鶴委員	<p>すいません。新潟地震の時に自閉症とか奇声を発するような人たちが、車中避難をされたというのがたくさんあるんです。障がい者だけではなく、高齢者もそうですし、動きにくい方が孤立するというのか、支援もなく、遠慮をして車の中とか、壊れた家の中でずっといるというようなこともありますので、どのような避難所にするのかというのも大事なことはないかなと思います。</p> <p>赤ちゃんがワーワー泣くのでうるさいとすぐく言われるらしいですし。</p>
楠本会長	<p>今の点につきましては、事務局のほうから防災室のほうに申し入れをしていただいて、障がい者だけではなくて、他にも配慮の必要な方、いろいろな視点があるろうかと思いますが、男女だけではなくて他の視点も考慮に入れていただきたいということで、申し入れをしていただくということをお願いします。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>それから、もう1点ご指摘をいただきました、35ページの「企業啓発事業」の中に障害者差別解消法の趣旨に従った事業計画を立てていただけないかということですが、これは男女共同参画室になるのでしょうか。</p> <p>〔「会長」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>事務局、どうぞ。</p>

事務局	企業啓発は私ども人権課が男女共同参画室と共に行っておりますが、いわゆる人権三法に関する啓発につきましても併せて行っております。
楠本会長	<p>ここには書かれていないけれども、人権三法については既に啓発する内容の中に盛り込み済だということですね。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	それについて、あらためて障がい者の観点で委員のほうからご意見があったということをお伝えいただければと思います。
高鶴委員	それについては、もう法律で合理的配慮が求められていますので。
楠本会長	しっかりと法の趣旨を守っていただきたいということで。
高鶴委員	はい。
楠本会長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>先ほど、いくつか出されました意見等につきましては、担当の部署と相談をしていただいて、必要があれば修正をすることになろうかと思いますが、内容についての最終的な整理は、私と副会長、及び事務局にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>それでは、完成しました事業計画については、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。</p> <p>これで本日予定しておりました案件は以上で終了となりますので、会議の進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>楠本会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましても誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、福森市民部長からご挨拶を申し上げます。</p>
福森市民部長	<p>長時間、ありがとうございました。貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私ども何に基づいてやっているかという、先ほどお渡しした条例に基づいてやっております。その中に、本市の責務として、本市の行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、関係機関との緊密な連携の下に、人権が尊重される社会づくりに関する施策、事業を積極的に推進していく、これに基づいて皆様にお集りいただきながら評価をいただきながら、また提言もいただきながら進めております。今回、令和5年に津市人権施策基本方針を改訂したということもございますので、今日も新たな項目があつて混乱するところもあるかと思いますが、昨年いらっしゃった委員さんはご存じかと思いますが、だいたい200以上の施策があつて、それをまんべんなく一つずつ評価をいただいておりますので、中には何遍言っても直らないとか、なかなか出来ていない施策もあるかと思いますが、何しろ皆様の外からのご意見をいただかないと、それぞれの事業というのはどんどん進んでいかないと私も思っておりますので、今</p>

事務局	<p>後もさまざまなご意見を頂戴しながら施策の推進に努めていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、本日の審議会を修了いたします。</p>
-----	--